

「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」が改訂されています

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」が改訂され、第5.1版となっています。主な改訂のポイントは以下の通りです。

- 1 病原体・疫学
 - 変異株について更新、懸念される変異株 (VOC) の呼称にギリシャ文字を使用
 - 主要な VOC の概要を更新、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) について追加
 - 国内発生状況を更新
- 2 臨床像
 - 重症化マーカーTARC について追加
 - 症状の遷延について厚生労働科学特別研究事業の中間集計報告を追加
- 3 症例定義・診断・届出
 - 病原体診断について更新
- 4 重症度分類とマネジメント
 - ECMO、血液浄化療法について更新
 - 【参考】ワクチン接種後に生じる血小板減少症を伴う血栓症 (TTS) について追加
 - 【参考】患者急増の際の入院優先度判断の考え方について追加
- 5 薬物療法
 - 有効性を認めなかった薬剤にカモスタットを追加
 - ファビピラビルを妊娠する可能性のある婦人に投与する場合の注意喚起を更新
 - ナファモスタット吸入薬の開発中止について記載
 - その他の薬剤に企業治験中の AT-527、GSK3196165IV、GSK4182136、REGN-COV2 を追加
- 6 院内感染対策
 - 環境整備について更新
- 7 退院基準・解除基準
 - 期間計算のイメージ図を更新

「大規模接種」「職域接種」に職員を派遣した医療機関は、「施設基準等の臨時的な取扱い」の対象

—「臨時的な取扱い(その50)」

7月2日付の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その50)」で、新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場や職域接種の会場に職員を派遣した医療機関は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)」(令和2年8月31日付)の1.(2)①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当するとされています。該当の保険医療機関は、定数超過入院の減額措置は適用しない、月平均夜勤時間数が1割以上の一時的な変動の場合の変更届は当分の間不要、看護要員数と入院患者の比率、看護師・准看護師の比率の1割以上の一時的な変動の場合の変更届不要、「DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」の届出不要、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率及び医療区分2又は3の患者割合等の要件を満たさなくなっても、直ちに変更の届出は不要となっています。

なお、「臨時的な取扱い(その38)」(令和3年3月22日付)で、「市町村等の計画又は要請により、自施設内で接種を行った保険医療機関等又は当該保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」も、上記の「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当するとされています。